

令和元年第2回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	P 1
2	さくら市空家等対策の推進に関する条例の制定について	P 1
3	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 2
4	さくら市印鑑条例の一部改正について	P 2
5	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 3
6	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 3
7	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 4
8	さくら市準用河川占用料条例の一部改正について	P 4
9	さくら市水道法施行条例の一部改正について	P 4
10	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	P 5
11	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）	P 5
12	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 6
13	令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	P 7
14	平成 30 年度さくら市一般会計決算の認定について	P 8
15	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	P 9
16	平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定について	P 10
17	平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	P 10
18	平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	P 10

番号	項 目 名	ページ
19	平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	P 11
20	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	P 11
21	平成 30 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 11
22	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	P 12
23	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	P 12
24	平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	P 13
25	議案説明資料 参照法令等	P 14
26	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案要綱	P 17
27	さくら市空家等対策の推進に関する条例案要綱	P 27
28	さくら市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 33
29	さくら市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 34
30	さくら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 35
31	さくら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 36
32	さくら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 37
33	さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 38
34	さくら市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
35	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 40
36	さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 43
37	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 53
38	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 55
39	さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 56

番号	項 目 名	ページ
40	さくら市博物館条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 57
41	さくら市青少年センター条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 58
42	さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 59
43	さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 60
44	さくら市立保育園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 62
45	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 63
46	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 96
47	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P101
48	さくら市準用河川占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P102
49	さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P103
50	さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P105

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 10 件、予算 3 件、決算 8 件及びその他の議案等 3 件であります。

議案第 1 号は、さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を設けるため、条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、さくら市空家等対策の推進に関する条例の制定についてであります。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、市民等の生命、身体又は財産に対する被害を防止するとともに、安心・安全な生活環境の保全を図り、地域コミュニティの活性化、本市の魅力向上及び定住の促進に寄与するために必要な事

項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 3 号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入にあたり所要の改正を行うため、条例を制定するものであります。

議案第 4 号は、さくら市印鑑条例の一部改正についてであります。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、希望により印鑑登録等に旧氏を併記することを可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、代替保育の提供元の基準の緩和、連携施設の経過措置の延長、食事の提供費用の取扱いの変更及び子育てのための施設等利用給付の創設等を行うため関係条例の一部改正が必要となり、当該一部改正条例を整備する条例を制定するものであります。

議案第 6 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、代替保育の提供元の基準の緩和及び連携施設の経過措置を延長するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長も実施できることとすることにより、支援員の確保を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市準用河川占用料条例の一部改正についてであります。

本案は、消費税率の改正に伴い、流水占用料等を改定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市水道法施行条例の一部改正についてであります。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、布設工事監督

者及び水道技術管理者の資格区分に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本案は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、更新制を導入したことによる更新手数料の追加をするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3 億 906 万 1 千円を追加し、予算の総額を 185 億 1,756 万 4 千円とするものであります。

歳入の主なものは、14 款国庫支出金で、障害児通所給付費等負担金 1,093 万 4 千円、プレミアム付商品券事業費補助金 3,900 万円、子ども子育て支援事業補助金 1,279 万 3 千円、19 款繰越金で、前年度繰越金 5,195 万 3 千円、20 款諸収入で、プレミア

ム付商品券売上金 1 億 5,600 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、プレミアム付商品券事業費 1 億 9,500 万円、3 款民生費で、介護給付・訓練等給付事業費 2,186 万 9 千円、こども政策課庶務事務費 1,248 万 3 千円、6 款農林水産業費で、県単かんがい排水事業費 704 万円、8 款土木費で、急傾斜地崩壊対策事業費 700 万円、10 款教育費で、未移行幼稚園施設等利用事業費 1,269 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表債務負担行為の補正は、氏家小学校・押上小学校・上松山小学校・南小学校給食調理業務委託ほか 1 件を追加するものであります。

第 3 表地方債の補正は、急傾斜地崩壊対策事業債を追加、農道整備事業債の限度額を変更するものであります。

議案第 12 号は、令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3,537 万 8 千円を追加し、予算の総額を 32 億 1,666 万 1 千円とするものであります。

歳入では、3 款国庫支出金で、保険者機能強化推進交付金 378 万 8 千円、4 款支払基金交付金で、介護給付費交付金 315 万 2 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 2,843 万 8 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、5 款基金積立金で、介護給付費準備基金積立金 378 万 8 千円、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 3,159 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、さくら市公共下水道事業特別会計及びさくら市農業集落排水事業特別会計が公営企業会計へ移行し、打切決算の額が確定したため、既定予算書第 4 条の 2 中の未収金及び未払金の額 1 億 5,644 万 1 千円及び 1 億 5,463 万 5 千円を、それぞれ 1 億 3,480 万 8 千円及び 1 億 5,241 万 5 千円に改めるものであります。

次に、平成 30 年度さくら市一般会計、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算等について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 14 号は、平成 30 年度さくら市一般会計決算の認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入 195 億 2,197 万 9,586 円、歳出 182 億 2,425 万 8,451 円、歳入歳出差引額 12 億 9,772 万 1,135 円となりました。

歳入の主なものは、1 款市税 69 億 6,147 万 8,613 円、10 款地方交付税 39 億 3,779 万 9 千円、14 款国庫支出金 20 億 1,135 万 1,443 円、15 款県支出金 11 億 2,459 万 9,569 円、19 款繰越金 16 億 180 万 8,968 円、21 款市債 10 億 330 万円などであります。

歳出の主なものは、2 款総務費で、シティプロモーション事業 6,443 万 3,719 円、3 款民生費で、児童手当支給事業 7 億 8,197 万 4,877 円、生活保護者扶助事業 4 億 5,724 万 348 円、4 款衛生費で、清掃費各種負担金 19 億 9,221 万 2,500 円、6 款農林水産業費で、総合交流ターミナル施設維持管理事業 1 億 3,908 万 6,303 円、7 款商工費で、中小企業振興資金融資事業 6 億 118 万 2,936 円、8 款土木費で、道路改良事業 2 億 386 万 9,606 円、9 款消防費で、塩谷広域行政組合消防費負担金 5 億 8,597 万 6 千円、10 款教育費で、中学校施設長寿命化改良事業 2 億 4,167 万 4 千円などであります。

議案第 15 号は、平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定についてであります。

氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計では、歳入決算額 3 億 7,919 万 49 円、歳出決算額 2 億 9,881 万 3,572 円、歳入歳出差引額 8,037 万 6,477 円となりました。

議案第 16 号は、平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

公共下水道事業特別会計では、歳入決算額 13 億 1,306 万 8,574 円、歳出決算額 12 億 7,113 万 711 円、歳入歳出差引額 4,193 万 7,863 円となりました。

議案第 17 号は、平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてであります。

農業集落排水事業特別会計では、歳入決算額 5,028 万 6,429 円、歳出決算額 4,296 万 4,674 円、歳入歳出差引額 732 万 1,755 円となりました。

議案第 18 号は、平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国民健康保険特別会計では、歳入決算額 46 億 142 万 6,525 円、歳出決算額 43 億 4,192 万 8,389 円、歳入歳出差引額 2 億 5,949 万 8,136 円となりました。

議案第 19 号は、平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 4 億 1,664 万 325 円、歳出決算額 4 億 1,393 万 1,174 円、歳入歳出差引額 270 万 9,151 円となりました。

議案第 20 号は、平成 30 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険特別会計では、歳入決算額 31 億 6,662 万 4,463 円、歳出決算額 30 億 7,720 万 3,159 円、歳入歳出差引額 8,942 万 1,304 円となりました。

以上が、平成 30 年度さくら市一般会計及び各特別会計決算の概要であります。

議案第 21 号は、平成 30 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

平成 30 年度の水道事業会計剰余金の処分については、地方公

営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、平成 30 年度の水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

報告第 1 号は、一般財団法人さくら市観光施設管理協会经营状况説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している一般財団法人さくら市観光施設管理協会の经营状况について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、经营状况説明書を提出するものであります。

報告第 2 号は、株式会社道の駅きつれがわ经营状况説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している株式会社道の駅きつれがわの经营状况について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、经营状况説明書を提出するものであります。

報告第 3 号は、平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4)～(15) 略

2 略

（予算の執行に関する長の調査権等）

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（決算）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

(財政状況の公表等)

第 243 条の 3 略

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 略

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～9 略

(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）（抄）

(健全化判断比率の公表等)

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

3 地方公共団体の長は、第 1 項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告

しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4～7 略

(資金不足比率の公表等)

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 略

3 第 3 条第 2 項から第 7 項までの規定は、資金不足比率について準用する。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 略

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(3) 略

2～5 略

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 173 条 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 略

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例案要綱

第 1 趣旨(第 1 条関係)

この条例は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条例案の内容

1 会計年度任用職員の給与(第 2 条関係)

会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員においては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員においては、報酬及び期末手当をいうことを定める。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料(第 3 条関係)

フルタイム会計年度任用職員の給料は、給料表(別表第 1)によるものとすることを定める。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級(第 4 条関係)

フルタイム会計年度任用職員の職務は、等級別基準職務表(別表第 2)のとおり分類し、任命権者が職務の級を決定することを定める。

4 フルタイム会計年度任用職員の号給(第 5 条関係)

フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い決定することを定める。

5 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給(第 6 条関係)

フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第 6 条第 4 項の規定における「休暇等条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日」を「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えて給与条例第 5 条及び第 6 条の規定を準用することを定める。

6 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当(第 7 条関係)

フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第 10 条の規定を準用することを定める。

7 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当(第 8 条関係)

フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される者の範囲、支給額及び支給方法は、特殊勤務手当条例の定めるところ

るによることを定める。

8 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当(第9条)

フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第13条第1項の規定における「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」を「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えて給与条例第13条第1項、第3項及び第4項を準用するほか、必要な技術的読み替えは、規則で定めることを定める。

9 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当(第10条関係)

フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第14条の規定における「正規の勤務時間中に勤務する」を「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)中に勤務する」と読み替えて給与条例第14条を準用するほか、必要な技術的読み替えは、規則で定めることを定める。

10 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当(第11条関係)

フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第15条の規定における「正規の勤務時間」を「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えて準用することを定める。

11 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当(第12条)

(1) フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第16条の2第1項の規定を準用することを定める。

(2) 宿日直勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第3項及び第4項並びに第10条の規定により準用する給与条例第14条並びに第11条の規定により準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとすることを定める。

12 フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理(第13条関係)

第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第3項及び第4項並びに第10条の規定により準用する給与条例第14条並びに第11条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、50銭未満の端数を生じたときは切捨て、50銭以上1

円未満の端数を生じたときは1円に切り上げるものとすることを定める。

13 フルタイム会計年度任用職員の期末手当(第14条関係)

- (1) 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第17条から第17条の3までの規定を準用することを定める。
- (2) 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の、一会計年度における任命権者を同じくする会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすことを定める。
- (3) 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の6箇月未満の任期の定めと、前会計年度における前会計年度の末日を含む期間の任用に係る任期の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすことを定める。

14 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額(第15条関係)

- (1) 第9条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすることを定める。
- (2) 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とすることを定める。

15 フルタイム会計年度任用職員の給料の減額(第16条関係)

フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、当該勤務しない事由が休暇等条例第9条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇によ

る場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給することを定める。

16 パートタイム会計年度任用職員の報酬(第17条関係)

- (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることを定める。
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とすることを定める。
- (3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額を162.75で除して得た額とすることを定める。

17 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬(第18条関係)

特殊勤務手当条例第2条各号に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給することを定める。

18 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬(第19条関係)

- (1) 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外の時間にしたア、イに掲げる勤務の区分に応じて100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給すること。ただし、パートタイム会計年度任用職員がアに掲げる勤務で正規の勤務時間外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間で

ある場合は、100 分の 125) を乗じて得た額とすることを定める。

ア 正規の勤務時間が割り振られた日(第 20 条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

イ アに掲げる勤務以外の勤務

(2) (1)にかかわらず、週休日の振替により、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(第 20 条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 から 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給すること。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間の合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでないことを定める。

(3) 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、又は正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたことにより、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間との合計が 1 箇月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、(1)、(2)にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に次のア、イに掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給することを定める。

ア 正規の勤務時間外にした勤務 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

イ 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務(第 20 条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる勤務を除く。)

100 分の 50

19 パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬(第 20 条関係)

祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に

は、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給すること。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても同様とすることを定める。

20 パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬(第 21 条関係)

正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額を報酬として支給することを定める。

21 パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理(第 22 条関係)

第17条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合並びに第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬額及び第27条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとするを定める。

22 パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬(第 23 条関係)

宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第16条の2第1項の規定により支給される宿日直手当に相当する額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。宿日直勤務は、第19条から第21条までの勤務には含まないものとするを定める。

23 パートタイム会計年度任用職員の期末手当(第 24 条関係)

- (1) 任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く)には、給与条例第17条第4項の規定における「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」を「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあって

は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えて給与条例第17条から第17条の3までの規定を準用することを定める。

(2) 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の、一会計年度内における任命権者を同じくする会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすことを定める。

(3) 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の6箇月未満の任期の定めと、前会計年度における前会計年度の末日を含む期間の任用に係る任期の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすことを定める。

24 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給(第25条関係)

(1) 給与期間は、月の1日から末日までとし、規則で定める期日に支給することを定める。

(2) 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給することを定める。

(3) 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給することを定める。

(4) (3)により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算することを定める。

(5) 報酬は、パートタイム会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支給することができることを定める。

25 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額(第26条関係)

(1) 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、ア～ウに掲げる報酬の区分ごとに定める額とすることを定める。

ア 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

イ 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

ウ 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

(2) 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、ア～ウに掲げる報酬の区分ごとに定める額とすることを定める。

ア 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

イ 日額による報酬 第26条第1項第2号の規定により計算して得た額

ウ 時間額による報酬 第26条第1項第3号の規定により計算して得た額

26 パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額(第27条関係)

(1) 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、当該勤務しない事由が祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給することを定める。

(2) 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、当該勤務しない事由が祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を

減額した報酬を支給することを定める。

27 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与(第 28 条関係)

第 2 条から第 27 条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとすることを定める。

28 会計年度任用職員の給与からの控除(第 29 条関係)

給与条例第 19 条の規定は、会計年度任用職員について準用することを定める。

29 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償(第 30 条関係)

(1) パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に掲げる通勤手当の支給要件に該当するときは、その通勤に係る費用弁償を支給することを定める。

(2) 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第8項までの規定の例によることを定める。

30 パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償(第 31 条関係)

(1) パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給することを定める。

(2) 旅行に係る費用弁償の額は、さくら市職員の旅費に関する条例(平成20年さくら市条例第12号)の例によることを定める。

31 委任(第 32 条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを定める。

第 3 附則

1 施行期日(附則第 1 項関係)

令和2年4月1日から施行する。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間における期末手当に関する特例(附則第 2 項関係)

期末手当の支給率は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、6 月及び 12 月において 100 分の 43 とし、令和 3 年 4 月 1

日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は、100 分の 86 とする。

3 給料の切替えに伴う経過措置(附則第 3 項関係)

施行日の前日において、改正前の法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職として任用されていた者又は改正前の法第 22 条第 5 項の規定による臨時的任用を行われていた者で、施行日以後に引き続きこの条例の適用を受けるもの（施行日以後において、施行日前に任用されていた職と同一の職に任用される者に限る。）の給料の額又は報酬の額の水準が、当該者が改正前の法に基づき施行日前に受けていた賃金の額又は報酬の額の水準に達しないこととなる場合は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。

さくら市空家等対策の推進に関する条例案要綱

第1 条例案の目的（第1条関係）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適切な管理、活用の促進、必要な措置等に関して必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体又は財産に対する被害を防止するとともに、安心・安全な生活環境の保全を図り、もって地域コミュニティの活性化並びに本市の魅力の向上及び定住の促進に寄与することを目的とすることを定める。

第2 条例案の内容

1 定義（第2条関係）

この条例における用語の意義を定めることを定める。

- (1) 「空家等」とは、市内に存する法第2条第1項に規定する空家等をいうことを定める。
- (2) 「特定空家等」とは、市内に存する法第2条第2項に規定する特定空家等をいうことを定める。
- (3) 「市民等」とは、次のいずれかに該当する者をいうことを定める。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内に存する学校に在学する者

エ 旅行その他の事由により市内に滞在している者

- (4) 「地域団体」とは、行政区、市民活動団体その他の地域住民を主たる構成員として組織される団体をいうことを定める。
- (5) 「事業者」とは、市内において不動産業、建設業その他の空家等の活用に関する事業を営む者をいうことを定める。

2 所有者等の責務（第3条関係）

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において、空家等の適切な管理に努めなければならないことを定める。

3 市の責務（第4条関係）

市は、第1条の目的を達成するため、空家等の発生の抑制、活用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとすることを定める。

4 市民等の役割（第5条関係）

市民等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等の発生を抑制するため、空家等に関する情報を市に提供するほか、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとすることを定める。

5 空家等対策計画（第6条関係）

- (1) 市は、法第6条第1項の規定に基づき、さくら市空家等対策計画を定めるものとすることを定める。
- (2) 市長は、計画を定める場合は、あらかじめ、次条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとすることを定める。

6 審議会（第7条関係）

- (1) 市長は、地方自治法第138条の4第3項の規定によりさくら市空家等対策審議会を置くことを定める。
- (2) 審議会は、次に掲げる事務を所掌することを定める。
 - ア 計画を作成及び変更並びに実施するために要する基本的な事項を調査又は審議すること。
 - イ 第14条の規定により審議会に意見を聴くものとされた事項について調査又は審議すること。
 - ウ 前2号の規定による調査又は審議の結果を市長に答申すること。
- (3) 審議会は、委員7人以内で組織することを定める。
- (4) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することを定める。
 - ア 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
 - イ 空家等に関する施策に係る知識及び経験を有する者
 - ウ 地域団体の代表者
 - エ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (5) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることを定める。
- (6) 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めることを定める。
- (7) 会長は、会務を総理し、審議会を代表することを定める。
- (8) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を

代理することを定める。

- (9) 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集することを定める。
- (10) 会長は、会議の議長となることを定める。
- (11) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないことを定める。
- (12) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることを定める。
- (13) 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができることを定める。
- (14) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすることを定める。
- (15) 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることを定める。

7 空家等の適切な管理の促進（第8条関係）

- (1) 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を講ずるよう努めるものとすることを定める。
- (2) 市長は、空家等が適切に管理されていないと認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう指導することができることを定める。

8 空家等の活用（第9条関係）

- (1) 空家等の所有者等は、当該空家等及び除却した空家等に係る跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）を利用する見込みがないときは、賃貸、売買、譲渡その他これらを活用するための取組みを行うよう努めるものとすることを定める。
- (2) 市、地域団体及び事業者は、前項の規定による所有者等が行う取組みに協力するよう努めるものとすることを定める。

9 立入調査（第10条関係）

- (1) 市長は、空家等が特定空家等であるおそれがあると認められ

る場合は、当該職員又はその委任した者に、当該空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができることを定める。

- (2) 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでないことを定める。
- (3) 第1項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないことを定める。
- (4) 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことを定める。

10 特定空家等の認定等（第11条関係）

- (1) 市長は、前条第1項の調査の結果、空家等が特定空家等に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等として認定するものとするを定める。
- (2) 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定をしようとする空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでないことを定める。
- (3) 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る空家等の所有者等にその旨を通知するとともに、法第14条第1項の助言又は指導をするものとするを定める。
- (4) 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告をしようとする者に対し、意見を述べる機会を与えるものとするを定める。

11 公表（第12条関係）

- (1) 市長は、法第14条第3項の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表することができることを定める。

ア 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる

事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

イ 命令に係る特定空家等の所在地

ウ 命令の内容

エ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- (2) 市長は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとすることを定める。

12 緊急安全措置（第13条関係）

- (1) 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により道路、公園その他の公共施設等を利用する不特定多数の人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができることを定める。
- (2) 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。この場合において、市長は、過失がなく当該所有者等を確認することができないときは、当該措置の内容を公示するものとすることを定める。
- (3) 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、当該措置の内容を審議会に報告するものとすることを定める。

13 審議会の意見の聴取（第14条関係）

市長は、次に掲げる措置を講じようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとすることを定める。

ア 第11条第1項の規定による認定

イ 第12条第1項の規定による公表

ウ 法第14条第2項の規定による勧告

エ 法第14条第3項の規定による命令

オ 法第14条第9項及び第10項の規定により行う行為

14 財政上の措置（第15条関係）

市は、空家等に関する施策を実施するために必要な空家等の除却費用の補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとすることを定める。

15 関係機関等との連携（第16条関係）

市長は、第1条の目的を達成するため、警察、消防その他の関係行政機関、地域団体その他の関係団体、事業者その他の法人等と連携し、空家等に関する施策に係る協力体制を構築するよう努めるものとすることを定める。

16 委任（第17条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。

第3 施行期日

公布の日から施行する。

○さくら市議会議員政治倫理条例（平成25年さくら市条例第37号）（第1条関係） (1/1)

○さくら市議会議員政治倫理条例（平成 25 年さくら市条例第 37 号）（第 1 条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
(政治倫理基準) 第 3 条 議員は、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 市職員（<u>会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定により任用する者をいう。）</u>、<u>臨時的任用職員（地方公務員法第 22 条の 3 第 4 項</u> <u>の規定により</u>任用する者をいう。）及び <u>特別職非常勤職員（さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 44 号）別表の区分の欄及びさくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬の額及び支給に関する規則（平成 17 年さくら市規則第 42 号）別表の区分の欄に規定する職の者のうち選挙されないものをいう。）を含む。）の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。</u> (6)・(7) 略 2 略	(政治倫理基準) 第 3 条 議員は、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 市職員（<u>臨時職員</u> <u>（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 5 項の規定により</u><u>臨時的に任用する者をいう。）</u>及び <u>非常勤職員（さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 44 号）別表の区分の欄及びさくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬の額及び支給に関する規則（平成 17 年さくら市規則第 42 号）別表の区分の欄に規定する職の者のうち選挙されないものをいう。）を含む。）の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。</u> (6)・(7) 略 2 略

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員定数条例（平成 17 年さくら市条例第 29 号）（第 2 条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、市長、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく水道事業及び同法の規定を適用する下水道事業に常時勤務する企業職員（特別職の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 22 条の 3 第 4 項</u>の規定により臨時的に任用される者を除く。）の定数について定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、市長、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく水道事業及び同法の規定を適用する下水道事業に常時勤務する企業職員（特別職の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 22 条第 5 項</u>の規定により臨時的に任用される者を除く。）の定数について定めるものとする。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年さくら市条例第174号)(第3条関係)(1/1)

改 正 案	現 行
(任命権者の報告) 第2条 略 2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) 職員の<u>任免</u>及び職員数に関する状況 (2) 職員の<u>人事評価</u>の状況 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 職員の<u>退職管理</u>の状況 (8) 職員の研修_____の状況 (9) 略 (10) 略	(任命権者の報告) 第2条 略 2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) 職員の<u>任用</u>及び職員数に関する状況 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 職員の研修及び勤務成績の<u>評定</u>の状況 (7) 略 (8) 略

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年さくら市条例第30号)(第4条関係)(1/1)

改 正 案	現 行
(休職の効果) 第3条 略 2・3 略 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> <u>に対する第1項の規定の適用については、同項中「3</u> <u>年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第</u> <u>2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」</u> <u>とする。</u>	(休職の効果) 第3条 略 2・3 略

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年さくら市条例第33号)(第5条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料_____の10分の1以下を減ずるものとする。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 34 号）（第 6 条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
（職員の派遣） 第 2 条 略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第 22 条 _____ に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略 3 略 （法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員） 第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第 22 条 _____ に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略	（職員の派遣） 第 2 条 略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略 3 略 （法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員） 第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 35 号）（第 7 条関係）(1/1)

改 正 案	現 行
（職員の派遣） 第 2 条 略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第 22 条 <u> </u>に規定する条件付採用になっている職員（市規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略	（職員の派遣） 第 2 条 略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員（市規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 略

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号）（第8条関係）（1/3）

改 正 案	現 行
(1週間の勤務時間) 第2条 略 2・3 略 <u>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> 5 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び<u>任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び<u>任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務	(1週間の勤務時間) 第2条 略 2・3 略 4 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員_____については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員_____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 38 号）（第 8 条関係）（2/3）

改 正 案	現 行
等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等）の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする断続的な勤務を命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u> 2 略 3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、一の会計年度（以下「年度」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一	等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員____にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員____にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等）の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする断続的な勤務を命ずることができる。 2 略 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、一の会計年度（以下「年度」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 38 号）（第 8 条関係）（3/3）

改 正 案	現 行														
の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3) 略 2～4 略 <u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</u> <u>第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</u> 附 則 _____ _____ _____ _____ _____ 別表第1（第14条関係） <table border="1"> <tr> <th>休暇の原因</th><th>休暇を与える期間</th></tr> <tr> <td>1～7 略</td><td></td></tr> <tr> <td>8 妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき</td><td>当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</td></tr> <tr> <td>9～22 略</td><td></td></tr> </table>	休暇の原因	休暇を与える期間	1～7 略		8 妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間	9～22 略		の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員_____)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3) 略 2～4 略 附 則 <u>(さくら市職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u> 4 さくら市職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第4項（第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第15条第4項中「第16条第1項」とあるのは、「<u>附則第13項</u>」とする。 別表第1（第14条関係） <table border="1"> <tr> <th>休暇の原因</th><th>休暇を与える期間</th></tr> <tr> <td>1～7 略</td><td></td></tr> <tr> <td>8～21 略</td><td></td></tr> </table>	休暇の原因	休暇を与える期間	1～7 略		8～21 略	
休暇の原因	休暇を与える期間														
1～7 略															
8 妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間														
9～22 略															
休暇の原因	休暇を与える期間														
1～7 略															
8～21 略															

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 9 条関係）（1/10）

改 正 案	現 行
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u> <u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下 _____ 「1 歳 6 箇月到達日」という。）<u>（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 略 イ・ウ 略 （育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日） 第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（<u>第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 箇月到達日」という。）</u> _____ までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 略 イ・ウ 略 （育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日） 第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条 _____ において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員

(傍線の部分)は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 39 号) (第 9 条関係) (2/10)

改 正 案	現 行
が当該子について育児休業をしようとする場合 (当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が 1 歳 2 箇月に達する日 (当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数 (当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日) (3) 略 <u>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)</u> <u>第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日 (当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において地方等育児休業をしている場合</u> <u>(2) 当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u>	が当該子について育児休業をしようとする場合 (当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が 1 歳 2 箇月に達する日 (当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数 (当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日) (3) 略

改 正 案	現 行
（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第 2 条の 5 略</u> （育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情） 第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することのできなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u> (7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は<u>第 2 条の 4 の規定に該当すること。</u> (8) 略 （育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることと</u>	（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第 2 条の 4 略</u> （育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情） 第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____その他の育児休業の終了時に予測することのできなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 (7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること_____。 (8) 略 （育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____ _____ _____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることと

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 9 条関係）（4/10）

改 正 案	現 行
なったこととする。 <u>（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）</u> <u>第 6 条 任命権者は、育児休業法第 6 条第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） <u>第 7 条 略</u> 2 給与条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） <u>第 8 条 育児休業した職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） <u>第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> (1) 略 <u>(2) 育児休業法第 6 条第 1 項又は職員の配偶者同行休業に関する条例第 8 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u> （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） <u>第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で</u>	なったこととする。 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） <u>第 6 条 略</u> 2 給与条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____ _____のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） <u>第 7 条 育児休業した職員_____が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） <u>第 8 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> (1) 略 <u>(2) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u> （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） <u>第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で</u>

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 9 条関係）（5/10）

改 正 案	現 行
定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) 略 (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u> （育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態） <u>第 11 条</u> 育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 38 号。以下「休暇等条例」という。）第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1 回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 (1) 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日（休暇等条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間<u>（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを 4 週間ごとに区分することができない場合にあっては、市長の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を 1 週間、2 週間、3 週間又は 4 週間に区分した各期間）</u>につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。 (2) 略 （育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続） <u>第 12 条</u> 略 （育児短時間勤務の承認の取消事由）	定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) 略 (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____ _____ _____その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 （育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態） <u>第 10 条</u> 育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 38 号。以下「休暇等条例」という。）第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1 回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 (1) 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日（休暇等条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間_____ _____ _____につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。 (2) 略 （育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続） <u>第 11 条</u> 略 （育児短時間勤務の承認の取消事由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 9 条関係）（6/10）

改 正 案			現 行
第 13 条 略 (育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情)			第 12 条 略 (育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情)
第 14 条 育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 過員を生ずること。 (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。 (育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)			第 13 条 育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生ずることとする。 (育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)
第 15 条 略 (任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)			第 14 条 略
第 16 条 第 6 条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。 (育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)			(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)
第 17 条 略 (育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)			第 15 条 略
第 18 条 育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第 8 条 第 2 項	決 定 する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 9 条関係）（7/10）

改 正 案			現 行
		<u>を乗じて得た額とする</u>	
第 9 条 第 2 項	決 定 す る	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
（育児休業法第 17 条の規定により短時間勤務をすることとなった職員の給与の特例）			（育児休業法第 17 条の規定により短時間勤務をすることとなった職員の給与の特例）
第 19 条 略			第 16 条 略
（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）			
第 20 条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第 4 条 第 3 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	
第 4 条 第 5 項 及び第 6 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第 10 条第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」とい	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 9 条関係）（8/10）

改 正 案			現 行
		<u>う。)</u>	
第 13 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする	
第 13 条第 4 項	第 2 項	さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号。以下「育児休業条例」という。）第 20 条	
第 13 条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 20 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 16 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から 100 分	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 39 号) (第 9 条関係) (9/10)

改 正 案			現 行
		の 100 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、 <u>100 分の 125</u>) を減じた割合を乗じて得た額とする	
第 17 条の 5	再任用職員	任期付短時間勤務職員	
(部分休業をすることができない職員)			(部分休業をすることができない職員)
第 21 条 略			第 17 条 略
(部分休業の承認)			(部分休業の承認)
第 22 条 略			第 18 条 略
(部分休業をしている職員の給与の取扱い)			(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第 23 条 略			第 19 条 略
(部分休業の承認の取消事由)			(部分休業の承認の取消事由)
第 24 条 略			第 20 条 略
(委任)			(委任)
第 25 条 略			第 21 条 略
附 則			附 則
1・2 略			1・2 略
			(給与条例附則第 11 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)
			3 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第 11 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 (以下この号、第 2 号及び第 3 号において「算出率」という。) を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第 2 号及び第 3 号中「給料月額 (第 17 条」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額 (第 17 条」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
			4 育児休業法第 17 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 11 項の規定により給与が減ぜら

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 9 条関係） （10/10）

改 正 案	現 行
	<u>れて支給される場合における第 16 条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「前条及び附則第 11 項」とする。</u> <u>5 給与条例附則第 11 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 19 条の規定の適用については、同条中「第 16 条第 1 項」とあるのは、「附則第 13 項」とする。</u>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 44 号）
(第 10 条関係) (1/2)

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条、第 4 条関係）			別表（第 2 条、第 4 条関係）		
区分	報酬の額	旅 費 の 額	区分	報酬の額	旅 費 の 額
略	略	略	略	略	略
選挙立会人、開票立会人	略		選挙立会人、開票立会人	略	
			税等徴収嘱託員	月額 90,000 円	
			行政事務協力員	年額 20,000 円 1 世帯当たり 800 円	
			交通指導員	月額 45,000 円	
			交通教育指導員	月額 150,000 円	
産業医	略		産業医	略	
			社 会 委員長	年額 79,000 円	
			福 祉 副委員長	年額 69,000 円	
			委 員 委員	年額 69,000 円	
			児童福祉委員	年額 6,000 円	
保育園運営審議会委員	略		保育園運営審議会委員	略	
略	略		略	略	
福祉事務所嘱託医	略		福祉事務所嘱託医	略	
			母子・父子自立支援員	月額 179,000 円	
			婦人相談員	月額 179,000 円	
			家庭相談員	月額 179,000 円	
			保健委員	年額 17,000 円	
			廃棄物・土砂等埋立監視員	日額 7,000 円	
市医	略		市医	略	
			健康づくり推進委員	年額 9,000 円	
			砂利採取監視員	月額 75,000 円	
学校医 学校歯科医	略		学校医 学校歯科医	略	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 44 号）
(第 10 条関係) (2/2)

改 正 案			現 行		
学校眼科医			学校眼科医		
学校薬剤師	略		学校薬剤師	略	
			<u>英語指導助手</u>	<u>月額 350,000 円</u> <u>以内で教育委員会が定める額</u>	
			<u>スクールソーシャルワーカー</u>	<u>月額 205,800 円</u>	
			<u>臨床心理士</u>	<u>月額 232,500 円</u>	
社会教育委員	略		社会教育委員	略	
略	略		略	略	
生涯学習推進協議会委員	略		生涯学習推進協議会委員	略	
			<u>少年指導員</u>	<u>年額 12,000 円</u>	
			<u>常任少年指導員</u>	<u>月額 170,000 円</u>	
			<u>社会教育指導員</u>	<u>月額 170,000 円</u>	
市史編さん委員	略		市史編さん委員	略	
略	略		略	略	
博物館協議会委員	略		博物館協議会委員	略	
			<u>博物館長</u>	<u>月額 180,000 円</u>	
スポーツ推進審議会委員	略		スポーツ推進審議会委員	略	
略	略		略	略	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 50 号)(第 11 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<u>(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)</u> 第 18 条の 3 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について</u>は、<u>別に条例で</u> _____定める。	<u>(臨時職員の給与)</u> 第 18 条の 3 <u>臨時的に雇用される職員の給与</u> _____ _____について は、<u>この条例の規定にかかわらず予算の範囲内において市長が別に定める。</u>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 51 号）（第 12 条関係）
 (1/1)

改 正 案	現 行
<u>(会計年度任用職員の給与)</u> 第 19 条 職員で地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員であるものの給与については、 _____市長が別に定める。	<u>(臨時職員の給与)</u> 第 19 条 臨時的に雇用される職員 _____の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において市長が別に定める。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市博物館条例（平成 17 年さくら市条例第 95 号）（第 13 条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(職員) 第 4 条 略 	(職員) 第 4 条 略 2 教育委員会は、必要に応じて地方公務員法（昭和 25 <u>年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に定める特別</u> <u>職をもって館長を委嘱することができる。</u>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市青少年センター条例（平成18年さくら市条例第6号）（第14条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(職員) 第4条 略	(職員) 第4条 略 2 教育委員会は、必要に応じて地方公務員法（昭和25 年法律第261号）第3条第3項第3号に定める特別 職をもって常任少年指導員を委嘱することができる。 る。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年さくら市条例第166号)(第15条関係)(1/1)

改 正 案	現 行
(非常勤職員の給与) 第20条 企業職員で職員以外のもの<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)</u>については、職員の給与との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。 <u>(会計年度任用職員の給与)</u> 第23条 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与については、管理者が別に定める。 (委任) 第24条 略	(非常勤職員の給与) 第20条 企業職員で職員以外のもの _____ _____ については、職員の給与との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。 (委任) 第23条 略

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市印鑑条例 (平成 17 年さくら市条例第 12 号)

(1/2)

改 正 案	現 行
(登録資格) 第 2 条 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者 (満 15 歳未満の者及び成年被後見人を除く。) は、1 人 1 個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 (印鑑の登録) 第 5 条 略 2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。) の記載 (住民基本台帳法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。) をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。) がされている場合) にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民 (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。) に係る住民票の通称 (住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項 <u>に規定する通称をいう。以下同じ。) の記載がされている場合) にあっては氏名及び当該通称)</u> (4)～(7) 略 (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合) にあっては、当該氏名のカタカナ表記 (印鑑の登録の拒否) 第 6 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、	(登録資格) 第 2 条 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者 (満 15 歳未満の者及び成年被後見人を除く。) は、1 人 1 個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 (印鑑の登録) 第 5 条 略 2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 氏名 (<u> </u>) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 外国人住民 (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。) に係る住民票の通称 (住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。) が記録されている 場合) にあっては、氏名及び通称) (4)～(7) 略 (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている 氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合) にあっては、当該氏名のカタカナ表記 (印鑑の登録の拒否) 第 6 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、

さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市印鑑条例 (平成 17 年さくら市条例第 12 号)

(2/2)

改 正 案	現 行
<u>旧氏</u>若しくは通称又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6) 略 2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録原票の抹消) 第 12 条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 氏名、氏 <u>(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u> 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更することにより、第 6 条第 1 項第 1 号に該当することとなったとき。 (4) 略 2 略 (印鑑登録証明書の交付) 第 13 条 略 2・3 略 4 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている第 5 条第 2 項第 3 号から第 8 号までに掲げる事項について電子計算機器 (印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気ディスク</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。) により出力し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法により作成するものとする。 5 略	____若しくは通称又は氏名____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名____又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6) 略 2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録</u>されている 氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録原票の抹消) 第 12 条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 氏名、氏 _____ 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更することにより、第 6 条第 1 項第 1 号に該当することとなったとき。 (4) 略 2 略 (印鑑登録証明書の交付) 第 13 条 略 2・3 略 4 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている第 5 条第 2 項第 3 号から第 8 号までに掲げる事項について電子計算機器 (印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気テープ</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。) により出力し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法により作成するものとする。 5 略

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分)は改正部分)

○さくら市立保育園条例（平成 17 年さくら市条例第 107 号）（第 1 条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(保育料) 第 3 条 略 2 保育園を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>（子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。）は、保育園の使用料として保育料を納付しなければならない。	(保育料) 第 3 条 略 2 保育園を利用する<u>支給認定保護者</u>（子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。）は、保育園の使用料として保育料を納付しなければならない。

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
（第 2 条関係）（1/4）

—63—

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 2 条関係) (2/4)

改 正 案	現 行
<u>供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> <u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に</u>	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 2 条関係) (3/4)

改 正 案	現 行
<u>確保しなければならない。</u> (1) <u>法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> (2) <u>児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第 33 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合は、<u>第 1 項本文の規定にかかわらず</u>、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 7 <u>事業所内保育事業（第 36 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者</u>については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。 8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）</u>については、第 1 項本文の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保をしないことができる。</u> 9 略 附 則 (連携施設に関する経過措置)	2 居宅訪問型保育事業を行う者は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第 33 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合は、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 3 <u>事業所内保育事業を行う者であつて、第 36 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のもの</u> については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。 4 略 附 則 (連携施設に関する経過措置)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 2 条関係) (4/4)

改 正 案	現 行
第 5 条 特定地域型保育事業者<u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 41 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第 5 条 特定地域型保育事業者_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 41 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>5 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (1/29)

改 正 案	現 行
<u>さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例</u> 目次 第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 節 総則 (第 1 条・第 2 条) 第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 1 款 利用定員に関する基準 (第 3 条) 第 2 款 運営に関する基準 (第 4 条―第 33 条) 第 3 款 特例施設型給付費に関する基準 (第 34 条・第 35 条) 第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 款 利用定員に関する基準 (第 36 条) 第 2 款 運営に関する基準 (第 37 条―第 49 条) 第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 50 条・第 51 条) 第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (第 52 条―第 60 条) 附則 第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 節 総則 ―― ―― 第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 1 款 利用定員に関する基準 ―― 第 3 条 特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所に限る。) は、その利用定員 (法第 27 条第 1 項の確認において定めるもの) に限る。以下この節におい	<u>さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例</u> 目次 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条) 第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基準 (第 3 条) 第 2 節 運営に関する基準 (第 4 条―第 33 条) 第 3 節 特例施設型給付費に関する基準 (第 34 条・第 35 条) 第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基準 (第 36 条) 第 2 節 運営に関する基準 (第 37 条―第 49 条) 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 50 条・第 51 条) 附則 第 1 章 総則 第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 1 節 利用定員に関する基準 (利用定員) 第 3 条 特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所に限る。) は、その利用定員 (法第 27 条第 1 項の確認において定めるもの) に限る。以下この章におい

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (2/29)

改 正 案	現 行
て同じ。) の数を 20 人以上とする。 2 略 <u>第 2 款 運営に関する基準</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第 4 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第 12 条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 略 (<u>正当な</u>理由のない提供拒否の禁止等) 第 5 条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限	て同じ。) の数を 20 人以上とする。 2 略 <u>第 2 節 運営に関する基準</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第 4 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 略 (<u>利用申込みに対する正当な</u>理由のない提供拒否の禁止等) 第 5 条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
（第 3 条関係）（3/29）

改 正 案	現 行
る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 第 2 項に規定する特定教育・保育施設は、選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で選考しなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第 6 条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第 7 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保育</u>	る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 第 2 項に規定する特定教育・保育施設は、選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で選考しなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第 6 条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第 7 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定保</u>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (4/29)

改 正 案	現 行
給付認定保護者の提示する支給認定証 (教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号) 第 7 条第 2 項の規定による通知) によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 (教育・保育給付認定の申請に係る援助) 第 8 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえ、速やかに法第 20 条の規定による申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法第 23 条の規定による申請が遅くとも当該申請者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第 9 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 (以下「特定教育・保育施設等」という。) の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第 10 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保	護者 _____ の提示する支給認定証 (支給認定保護者 _____ が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号) 第 7 条第 2 項に規定する _____ 通知) によって、支給認定の有無 _____、支給認定子ども _____ の該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間 _____ 及び保育必要量等を確認するものとする。 (支給認定 _____ の申請に係る援助) 第 8 条 特定教育・保育施設は、支給認定 _____ を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえ、速やかに法第 20 条の規定による申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法第 23 条の規定による申請が遅くとも当該申請者が受けている支給認定 _____ の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第 9 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども _____ の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者 (以下「特定教育・保育施設等」という。) の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第 10 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども _____ について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども _____ に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
（第 3 条関係）（5/29）

改 正 案	現 行
育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第 12 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</u> 2 特定教育・保育施設は、<u>法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</u> 3 特定教育・保育施設は、前 2 項の規定により<u>支払</u>を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たっ	育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第 12 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第 27 条第 3 項第 2 号の規定により市が別に定める額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第 28 条第 2 項第 2 号の規定により市が別に定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第 28 条第 2 項第 3 号の規定により市が別に定める額とする。）をいう。）の支払いを受けるものとする。</u> 2 特定教育・保育施設は、<u>法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合は、法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合は、法第 28 条第 2 項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払いを受けるものとする。</u> 3 特定教育・保育施設は、前 2 項の規定により<u>支払い</u>を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たっ

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
（第 3 条関係）（6/29）

改 正 案	現 行
て、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の<u>支払</u>を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前 3 項の規定により<u>支払</u>を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の<u>支払</u>を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</u> <u>ア 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</u> <u>(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101 円</u> <u>(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）</u> <u>イ 次に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校</u>	て、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の<u>支払い</u>を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前 3 項の規定により<u>支払い</u>を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の<u>支払い</u>を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>食事の提供に要する費用（法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）</u>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (7/29)

改 正 案	現 行
<u>の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。</u> <u>以下イにおいて同じ。)</u>が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。) <u>(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (そのうち最年長者及び第 2 番目の年長者である者を除く。)</u>である者 <u>(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)</u>である者 <u>ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u> (4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u> 5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する額の<u>支払</u>を受けた場合は、当該<u>支払</u>を行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>支払</u>に係る領収証を交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第 3 項及び第 4 項に規定する<u>支払</u>を求める場合は、当該<u>支払</u>により得る金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に当該<u>支払</u>を求める理由について、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、あらかじめ書面によって明らかにするとともに説明を行い、文書による同意を得な	(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u> _____ に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する額の<u>支払い</u>を受けた場合は、当該<u>支払い</u>を行った<u>支給認定保護者</u> _____ に対し、当該<u>支払い</u>に係る領収証を交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第 3 項及び第 4 項に規定する<u>支払い</u>を求める場合は、当該<u>支払い</u>により得る金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u> _____ に当該<u>支払い</u>を求める理由について、<u>支給認定保護者</u> _____ に対し、あらかじめ書面によって明らかにするとともに説明を行い、文書による同意を得な

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）

(第 3 条関係) (8/29)

改 正 案	現 行
なければならない。ただし、第 4 項の規定による金銭の<u>支払</u>に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第 13 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項において同じ。</u>）の支給を受けた場合は、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第 2 項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の<u>支払</u>を受けた場合は、当該特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第 15 条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第 16 条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第 17 条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・	なければならない。ただし、第 4 項の規定による金銭の<u>支払い</u>に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第 13 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項</u> _____ <u>において同じ。</u>）の支給を受けた場合は、当該<u>支給認定保護者</u> _____ に対し、当該施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第 2 項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の<u>支払い</u>を受けた場合は、当該特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を当該<u>支給認定保護者</u> _____ に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第 15 条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u> _____ その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第 16 条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u> _____ <u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者</u> _____ に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第 17 条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (9/29)

改 正 案	現 行
保育を提供している場合で当該<u>教育・保育給付認定子どもに体調</u>の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (教育・保育給付認定保護者に関する市への通知) 第 18 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 (運営規程) 第 19 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項を規定した規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>第 12 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける 費用の種類、支払</u>を求める理由及びその額 (6)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第 20 条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則) 第 23 条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育</u>	保育を提供している場合で当該<u>支給認定子どもに体調</u>の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>支給認定保護者</u>に関する市への通知) 第 18 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 (運営規程) 第 19 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項を規定した規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>支給認定保護者に支払いを求める利用者負担その他の</u>費用の種類、<u>支払い</u>を求める理由及びその額 (6)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第 20 条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則) 第 23 条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子</u>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (10/29)

改 正 案	現 行
給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第 24 条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第 26 条 特定教育・保育施設の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子どもに関する</u>情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)	<u>ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第 24 条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し、当該<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第 26 条 特定教育・保育施設の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子どもに関する</u>情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子どもの保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (11/29)

改 正 案	現 行
第 27 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択できるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 略 (苦情解決) 第 29 条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又はその家族</u> (以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。) からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市長からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 略 (事故発生の防止及び発生時の対応) 第 31 条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>	第 27 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択できるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 略 (苦情解決) 第 29 条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又はその家族 (以下この条において「<u>支給認定子ども</u>」等) という。) からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市長からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 略 (事故発生の防止及び発生時の対応) 第 31 条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (12/29)

改 正 案	現 行
に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 略 4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第 33 条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる文書をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 第 18 条の<u>規定による通知</u> (4)・(5) 略 <u>第 3 款 特例施設型給付費に関する基準</u> (特別利用保育の基準) 第 34 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用保育を提供する場合は、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第 3 条第 2 項第 3	に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 略 4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第 33 条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる文書をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 第 18 条に<u>規定する</u> 通知 (4)・(5) 略 <u>第 3 節 特例施設型給付費に関する基準</u> (特別利用保育の基準) 第 34 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用保育を提供する場合は、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第 3 条第 2 項第 3

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (13/29)

改 正 案	現 行
号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。 （特別利用教育の基準） 第 35 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなけ	号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を含むものとして、本章 （第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする （特別利用教育の基準） 第 35 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなけ

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (14/29)

改 正 案	現 行
なければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第 3 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款</u> (第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と第 12 条第 2 項中「<u>法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。	なければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____ の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____ の総数が、第 3 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章 _____ (第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、<u>第 12 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」</u> _____ とする。 第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する 基準 第 1 節 利用定員に関する基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (15/29)

改 正 案	現 行
<u>第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第 1 款 利用定員に関する基準</u> 第 36 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の <u>利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）</u> の数は、<u>家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）第 23 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）にあつては</u> <u>6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 3 条において同じ。）にあつては</u> <u>6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては</u> <u>1 人とする。</u> 2 略 <u>第 2 款 運営に関する基準</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第 37 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 41 条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、第 45 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第 42 条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u> 2 略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）	<u>(利用定員)</u> 第 36 条 特定地域型保育事業のうち、<u>家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）</u> の数を <u>1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）第 23 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）にあつては、その利用定員の数を 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を 1 人とする。</u> 2 略 <u>第 2 節 運営に関する基準</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第 37 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 41 条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、第 45 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u> <u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u> 2 略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (16/29)

改 正 案	現 行
第 38 条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u> (特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。) の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと<u>認められる満 3 歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で選考しなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 41 条第 1 項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 39 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u> _____ に係る特定地域型保育事業の利用について、児童福祉法第 24 条第 3 項 (同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)	第 38 条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u> _____ から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども</u> に該当する<u>支給認定子ども</u> _____ の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと<u>認められる支給認定子ども</u> _____ が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u> _____ に明示した上で選考しなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u> _____ に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 41 条第 1 項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 39 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども</u> に該当する<u>支給認定子ども</u> _____ に係る特定地域型保育事業の利用について、児童福祉法第 24 条第 3 項 (同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (17/29)

改 正 案	現 行
第 40 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第 41 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第 36 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。 2～8 略 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に係る情報	第 40 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第 41 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第 36 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。 2～8 略 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (18/29)

改 正 案	現 行
の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第 42 条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</u> 2 <u>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</u> 3 特定地域型保育事業者は、前 2 項の規定により支払	の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第 42 条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第 49 条において準用する第 13 条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号の規定により市が別に定める額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号の規定により市が別に定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 3 号の規定により市が別に定める額とする。)をいう。）の支払いを受けるものとする。</u> 2 <u>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合は、法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合は、法第 30 条第 2 項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払いを受けるものとする。</u> 3 特定地域型保育事業者は、前 2 項の規定により支払

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (19/29)

改 正 案	現 行
__を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の<u>支払</u>を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前 3 項の規定により<u>支払</u>__を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の<u>支払</u>を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(3) 略 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の<u>支払</u>__を受けた場合は、当該<u>支払</u>を行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>支払</u>に係る領収書を交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第 3 項及び第 4 項に規定する<u>支払</u>を求める場合は、当該<u>支払</u>により得る金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に当該<u>支払</u>を求める理由について、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、あらかじめ書面によって明らかにするとともに説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 4 項の規定による金銭の<u>支払</u>に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第 45 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を規定した規程（第 49 条に	<u>い</u>を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の<u>支払い</u>を<u>支給認定保護者</u>__から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前 3 項の規定により<u>支払い</u>を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の<u>支払い</u>を<u>支給認定保護者</u>__から受けることができる。 (1)～(3) 略 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>__に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の<u>支払い</u>を受けた場合は、当該<u>支払い</u>を行った<u>支給認定保護者</u>__に対し、当該<u>支払い</u>に係る領収書を交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第 3 項及び第 4 項に規定する<u>支払い</u>を求める場合は、当該<u>支払い</u>により得る金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>__に当該<u>支払い</u>を求める理由について、<u>支給認定保護者</u>__に対し、あらかじめ書面によって明らかにするとともに説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 4 項の規定による金銭の<u>支払い</u>に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第 45 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を規定した規程（第 49 条に

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (20/29)

改 正 案	現 行
において準用する第 22 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>第 42 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払</u>を求める理由及びその額 (6)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第 46 条 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第 48 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる文書をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第 49 条 第 7 条から第 13 条まで (第 9 条及び第 12 条を除く。)、第 16 条から第 18 条まで及び第 22 条から第 32 条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。<u>この場合において、第 10 条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3</u>	において準用する第 22 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>支給認定保護者に支払いを求める利用者負担その他の</u>費用の種類、<u>支払い</u>を求める理由及びその額 (6)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第 46 条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第 48 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる文書をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第 49 条 第 7 条から第 13 条まで (第 9 条及び第 12 条を除く。)、第 16 条から第 18 条まで及び第 22 条から第 32 条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u> _____ について準用する。<u>この場合において、第 13 条第 1 項中「施設型給付費 (法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは</u>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (21/29)

改 正 案	現 行
歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）」と、第 11 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 13 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費 (法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項」とあるのは「地域型保育給付費 (法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 18 条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 18 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。 <u>第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準</u> (特別利用地域型保育の基準) 第 50 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども (次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。) の総数が第 36 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	「<u>地域型保育給付費</u> (法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。))」と、「<u>当該施設型給付費</u>」とあるのは「<u>当該地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。 <u>第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準</u> (特別利用地域型保育の基準) 第 50 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> (次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合 _____ は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む _____。) の総数が第 36 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (22/29)

改 正 案	現 行
3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)</u>を、<u>それぞれ含むものとして、この節(第 39 条第 2 項を除き、第 49 条において準用する第 7 条から第 13 条まで(第 9 条及び第 12 条を除く。次条第 3 項において同じ。)、第 16 条から第 18 条まで及び第 22 条から第 32 条までを含む。)</u>の規定を適用する。この場合において、<u>第 38 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 51 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1</u>	3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとし、本章(第 38 条第 2 項及び第 39 条第 2 項を除く。) _____の規定を適用する。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (23/29)

改 正 案	現 行
号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供 (第 12 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が第 36 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者 (特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学	(特定利用地域型保育の基準) 第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ (前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合 _____ は、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ を含む。) の総数が第 36 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章 _____ の規定を適用する。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (24/29)

改 正 案	現 行
<u>校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>」と、同条第 2 項中「<u>法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と同条第 4 項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子どもに係る第 12 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)</u>に要する費用」とする。 <u>第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> <u>(趣旨)</u> <u>第 52 条 法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。</u> <u>(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)</u> <u>第 53 条 特定子ども・子育て支援提供者(法第 30 条の 11 第 3 項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u> <u>(利用料及び特定費用の額の受領)</u> <u>第 54 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援</u>	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (25/29)

改 正 案	現 行
<u>法施行規則第 28 条の 16 に規定する費用 (以下「特定費用」という。) に係るものを除く。以下「利用料」という。) の額の支払を受けるものとする。</u> 2 <u>特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。</u> <u>この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</u> <u>(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)</u> 第 55 条 <u>特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第 2 項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</u> 2 <u>前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</u> <u>(法定代理受領の場合の読替え)</u> 第 56 条 <u>特定子ども・子育て支援提供者が法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前 2 条の規定の適用については、第 54 条第 1 項中「額」とあるのは「額から法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第 1 項中「利用料の額」</u>	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (26/29)

改 正 案	現 行
とあるのは「利用料の額から法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第 2 項中「前項の場合において、」とあるのは「法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。 (施設等利用給付認定保護者に関する市への通知) 第 57 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他の不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 (施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則) 第 58 条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (秘密保持等) 第 59 条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども (法第 30 条の 8 第 1 項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。) 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (27/29)

改 正 案	現 行
<u>定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</u> <u>(記録の整備)</u> 第 60 条 <u>特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u> 2 <u>特定子ども・子育て支援提供者は、第 53 条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第 57 条の規定による市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</u> 附 則 (特定保育所に関する特例) 第 2 条 特定保育所 (法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教育・保育を提供する場合は、当分の間、第 12 条第 1 項中「<u>教育・保育給付認定保護者 (満 3 歳未満保育認定子ども)</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者 (満 3 歳未満保育認定子ども (特定保育所 (法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)) から特定教育・保育 (保育に限る。第 18 条において同じ。)) を受ける者を除く。以下この項において同じ。)</u>」と、同条第 2 項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育 (特定保育所における特定教育・保育 (保育に限る。)) を除く。</u>」 _____」と、同条第 3 項中「<u>額の支払</u>を」とあるのは「<u>額の支払</u>を、市の同意を得て、」と、第 18 条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払</u>の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第 5 条及び第 6 条の規定は、適用しない。	附 則 (特定保育所に関する特例) 第 2 条 特定保育所 (法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教育・保育を提供する場合は、当分の間、第 12 条第 1 項中「<u>法第 27 条第 3 項第 2 号の規定により市が別に定める額 (特定教育・保育施設)</u>とあるのは「<u>当該特定教育・保育施設</u>」と、「<u>額とする。</u>」をいう。))」とあるのは「<u>額をいう。</u>」 _____」と、同条第 2 項中「<u>法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額</u>」とあるのは「<u>法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第 3 項中「<u>額の支払い</u>を」とあるのは「<u>額の支払い</u>を、市の同意を得て、」と、第 18 条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払い</u>の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第 5 条及び第 6 条の規定は、適用しない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）
(第 3 条関係) (28/29)

改 正 案	現 行
2 略	2 略 <u>(施設型給付費等に関する経過措置)</u> 第 3 条 特定教育・保育施設が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合は、当分の間、第 12 条第 1 項中「法第 27 条第 3 項第 2 号の規定により市が別に定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イの規定により市が別に定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号の規定により市が別に定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ (1) の規定により市が別に定める額」と、同条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロの規定により市が別に定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ (1) に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ (2) の規定により市が別に定める額」とする。 2 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、当分の間、第 42 条第 1 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号の規定により市が別に定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ (1) の規定により市が別に

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)
(第 3 条関係) (29/29)

改 正 案	現 行
	定める額」と、同条第 2 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ (1) に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ (2) の規定により市が別に定める額」とする。
(利用定員に関する経過措置) <u>第 3 条</u> 略 (連携施設に関する経過措置) <u>第 4 条</u> 略	(利用定員に関する経過措置) <u>第 4 条</u> 略 (連携施設に関する経過措置) <u>第 5 条</u> 略

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）（1/5）

改 正 案	現 行
(保育所等との連携) 第 2 条 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。）（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 略 (2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所をいう。以下同じ。）（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。第 10 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条第 1 項並びに第 12 条において同じ。）の職員（家庭的保育事業所等の管理者を含む。以下同じ。）の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 略 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認	(保育所等との連携) 第 2 条 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。）（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 略 (2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所をいう。以下同じ。）（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。第 10 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条第 1 項並びに第 12 条において同じ。）の職員（家庭的保育事業所等の管理者を含む。以下同じ。）の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう _____。）を提供すること。 (3) 略

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）（2/5）

改 正 案	現 行
<u>めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 23 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> 4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上の者に限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定す</u>	

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号） (3/5)

改 正 案	現 行
<u>る業務を目的とするものに限る。)</u> (2) <u>法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> (食事の提供の特例) 第 12 条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げる施設のうちのいずれかのものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 18 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 19 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u> (居宅訪問型保育事業) 第 33 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 略 (2) <u>子ども・子育て支援法</u> 第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) 略 (連携施設に関する特例)	(食事の提供の特例) 第 12 条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げる施設のうちのいずれかのものとする。 (1)・(2) 略 (居宅訪問型保育事業) 第 33 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 略 (2) <u>子ども・子育て支援法</u> <u>(平成 24 年法律第 65 号)</u> 第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) 略 (連携施設に関する特例)

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）（4/5）

改 正 案	現 行
第 41 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> 附 則 1 略 （食事の提供の経過措置） 2 この条例の施行の日（以下「<u>施行日</u>」という。）の<u>前日</u>において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（<u>次項において「施設等」という。</u>）が<u>施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、施行日</u>から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 11 条、第 18 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 19 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 24 条第 1 項第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 28 条及び第 44 条において準用する場合を含む。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 28 条及び第 44 条において準用する場合を含む。）、第 25 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 27 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 29 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 30 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 39 条第 1 項第 1 号（調理室に係る部分に限る。）及び第 5 号（調理室に係る部分に限る。）、第 40 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第 43 条第 1 項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。 <u>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算</u>	第 41 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第 2 条第 1 号</u> <u>及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 附 則 1 略 （食事の提供の経過措置） 2 この条例の施行の日の前日 ____において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者____ ____が施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、<u>この条例の施行の日</u>から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 11 条、第 18 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 19 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 24 条第 1 項第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 28 条及び第 44 条において準用する場合を含む。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 28 条及び第 44 条において準用する場合を含む。）、第 25 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 27 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 29 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 30 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 39 条第 1 項第 1 号（調理室に係る部分に限る。）及び第 5 号（調理室に係る部分に限る。）、第 40 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第 43 条第 1 項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号） (5/5)

改 正 案	現 行
して 10 年を経過する日までの間は、第 11 条、第 18 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 19 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 2 条第 1 項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 6 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 2 条第 1 項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から起算して 10 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業 B 型等に関する経過措置） 5 第 27 条及び第 43 条の規定の適用については、第 19 条第 2 項に規定する家庭的保育者又は同条第 3 項に規定する家庭的保育補助者は、<u>施行日</u>から起算して 5 年を経過する日までの間、第 27 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に規定する保育従事者とみなす。 （利用定員に関する経過措置） 6 小規模保育事業 C 型にあっては、第 31 条の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から起算して 5 年を経過する日までの間、その利用定員を 6 人以上 15 人以下とすることができる。 7～10 略	（連携施設に関する経過措置） 3 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第 2 条各号列記以外の部分の規定にかかわらず、この条例の施行の日</u>から起算して 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業 B 型等に関する経過措置） 4 第 27 条及び第 43 条の規定の適用については、第 19 条第 2 項に規定する家庭的保育者又は同条第 3 項に規定する家庭的保育補助者は、<u>この条例の施行の日</u>から起算して 5 年を経過する日までの間、第 27 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に規定する保育従事者とみなす。 （利用定員に関する経過措置） 5 小規模保育事業 C 型にあっては、第 31 条の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日</u>から起算して 5 年を経過する日までの間、その利用定員を 6 人以上 15 人以下とすることができる。 6～9 略

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 24 号）（1/1）

改 正 案	現 行
(職員) 第 6 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 略 4・5 略	(職員) 第 6 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県_____ _____が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10) 略 4・5 略

さくら市準用河川占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市準用河川占用料条例 (平成 17 年さくら市条例第 159 号)

(1/1)

改 正 案	現 行
(流水占用料等の徴収等) 第 2 条 略 2 流水占用料等の額は、次に掲げる流水占用料等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 流水占用料 別表第 1 の規定により算定した額 (その額が 100 円に満たない場合は、100 円)に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額) (2) 土地占用料 別表第 2 の規定により算定した額 (その額が 100 円に満たない場合は、100 円)。ただし、許可の期間が 1 月に満たないときは、当該算定した額に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) (3) 土砂採取料 別表第 3 の規定により算出した額 (その額が 100 円に満たない場合は、100 円)に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額) (4) 河川産出物採取料 別表第 4 の規定により算出した額(その額が 100 円に満たない場合は、100 円)に <u>100 分の 110</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額) 3 略	(流水占用料等の徴収等) 第 2 条 略 2 流水占用料等の額は、次に掲げる流水占用料等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 流水占用料 別表第 1 の規定により算定した額 (その額が 100 円に満たない場合は、100 円)に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額) (2) 土地占用料 別表第 2 の規定により算定した額 (その額が 100 円に満たない場合は、100 円)。ただし、許可の期間が 1 月に満たないときは、当該算定した額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) (3) 土砂採取料 別表第 3 の規定により算出した額 (その額が 100 円に満たない場合は、100 円)に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額) (4) 河川産出物採取料 別表第 4 の規定により算出した額(その額が 100 円に満たない場合は、100 円)に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額) 3 略

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市水道法施行条例（平成 24 年さくら市条例第 27 号）（1/2）

改 正 案	現 行
（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、<u>修了した後</u>）、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) 略 (6) 第 1 号又は第 2 号<u>の規定による卒業をした者</u>であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の規定による卒業をした者にあつては 1 年以上、第 2 号の規定による卒業をした者にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (7) 略 (8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課	（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 学校教育法による短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____, 5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) 略 (6) 第 1 号又は第 2 号<u>の卒業生</u>であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号<u>の卒業生</u>にあつては 1 年以上、第 2 号<u>の卒業生</u>にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (7) 略 (8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市水道法施行条例（平成 24 年さくら市条例第 27 号）（2/2）

改 正 案	現 行
程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程にあつては、修了した者</u>）については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（<u>当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。</u>）については 7 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業した者</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略	____、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者____ ____については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した____ ____後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者____ ____については 7 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業者</u>____ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市水道事業給水条例（平成 17 年さくら市条例第 167 号）（1/1）

改 正 案	現 行
（工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の<u>規定により</u>指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2～5 略 （手数料） 第 31 条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。 （1） 第 8 条第 1 項の指定又は法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する指定の更新をするとき 1 件につき 15,000 円 （2）～（4） 略 2 略	（工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の_____指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2～5 略 （手数料） 第 31 条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。 （1） 第 8 条第 1 項の指定_____をするとき 1 件につき 15,000 円 （2）～（4） 略 2 略

